

答 申 第 1 1 1 号

平成15年1月9日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年2月22日付け中旅第24号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年12月19日付けで異議申立人から提起された平成13年12月12日付け中旅第18号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年12月12日付け中旅第18号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 該当文書は、平成13年10月29日付け中旅第16号で存在する。

イ 安房支庁や中央旅券事務所は、一般旅券発給申請書（以下「発給申請書」という。）の交付年月日欄に記載していない違法を隠すために不開示とした。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に至る経緯について

異議申立人は、異議申立てに係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）以前に、「平成11年4月又は5月に鋸南町職員〇〇〇〇が公務として海外視察のために発行されたパスポートを受け取った日がわかる書類」の開示請求を安房支庁に行った。

当該開示請求に係る者の一般旅券受理票（以下「受理票」という。）（一般旅券受領証（以下「受領証」という。））が存在するかはさておき、一般的には旅券を受け取った日が分かる書類として受理票（受領証）が該当するが、受理票（受領証）は旅券交付の後、交付日の登録を行うために中央旅券事務所に送付し、同事務所で一定期間保管管理しているので、安房支庁が保有する文書に当たらないと判断し、当該開示請求の処理を同事務所が行うこととした。

当該開示請求に係る文書は、仮にあったとしても既に廃棄済みであるため、同事務所において平成13年10月29日付け中旅第16号で不開示決定の通知を行ったものである。

(2) 不開示の理由について

県は隠ぺいするための行政文書は作成しておらず、保有もしていない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、「安房支庁県民センターが旅券発給業務において交付年月日を記録していないことを隠ぺいするために行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を中央旅券事務所に転送し、同事務所で不存在を理由に不開示決定通知書を発行することに係った県職員の氏名についてわかる書類」というものである。

(2) 旅券発給業務について

実施機関の説明によれば、次のとおりであることが認められる。

ア 現在、旅券発給業務は外務大臣から知事への法定受託事務であり、知事は、旅券法第21条の2、同法施行令第4条の規定により、一般旅券の発給申請受理及び旅券の作成並びに交付に関する事務を行っている。

本県では、中央旅券事務所、東葛飾旅券事務所において、旅券申請受理及び審査並びに旅券作成及び交付を行い、また、安房支庁を含む8支庁において、旅券申請受理及び審査、交付を行っている。

イ 支庁に旅券申請があった場合の旅券発給業務の流れは、次のとおりである。

(ア) 支庁では、発給申請書の1次審査を行った上で申請者に受理票を交付するとともに2次審査を行い、即日、書留速達郵便で中央旅券事務所へ当該発給申請書を送付する。

なお、受理票の用紙には、受領証も併せて印刷されている。

(イ) 中央旅券事務所では、当該発給申請書を点検し、外務省のオンラインによる審査を経て旅券を作成し、旅券審査を経た上で、当該旅券及び当該発給申請書を支庁に送付する。

なお、発給申請書は、支庁において旅券発行日の属する月を経過した後6か月間保管した上で、中央旅券事務所において、2か月分の発給申請書をまとめて委託の方法により奇数月に廃棄処分している。

(ウ) 支庁では、当該旅券を点検し、受理票（受領証）と引換の上で旅券を交付し、即日、書留速達郵便で中央旅券事務所へ当該受理票（受領証）を送付する。

なお、受理票（受領証）には、受領年月日を記入する部分、旅券受領者署名欄及び収入印紙、千葉県収入証紙の貼付欄が設けられ、交付に当たって、印紙、証紙に日付入りの消印が行われる。

(エ) 中央旅券事務所では、当該受理票（受領証）により交付年月日を電算登録し、当該受理票（受領証）は交付日ごとに束ねた上で交付日の札を貼付し、ロッカーに施錠して交付日の属する年度を経過した後1年間保管した上で、委託の方法により年度末に廃棄処分している。

(3) 本件開示請求に係る対象文書の不存在について

実施機関は、隠ぺいするための行政文書は作成していない旨主張し、一方、異議申立人は、「平成13年10月29日付け中旅第16号」が本件開示請求の対象文書である旨主張するので、以下検討する。

ア 異議申立人の主張する「平成13年10月29日付け中旅第16号」とは、実施機関の説明によれば、安房支庁に提出された「平成11年4月又は5月に鋸南町職員〇〇〇〇が公務として海外視察のために発行されたパスポートを受け取った日がわかる書類」の開示請求に対し、当該開示請求に係る者がパスポートを受け取ったかどうかはさておき、当該開示請求に係る行政文書を保管管理している中央旅券事務所へ開示請求書を転送し、同事務所が行った決定通知を指すものと認められる。

イ ところで、当該事務処理は、上記(2)のとおり安房支庁が開示請求に係る行政文書を保有していないか又はそもそも所管していないので、当該行政文書を保有し又は所管する中央旅券事務所が開示請求書を転送し、同事務所で開示請求に係る事務を処理したものであって、「隠ぺいするために開示請求書を転送し」たものでないことは明らかである。

ウ したがって、異議申立人主張の文書は、客観的に判断し得る本件開示請求の趣旨に合致しないことは明らかであるから、この点において異議申立人の主張には理由がない。

エ 以上のとおり、実施機関の説明には理由があり、その他、隠ぺいするための行政文書が作成されたことを窺わせるものは一切認められないから、本件決定は妥当なものと判断する。

なお、異議申立人の主張は主観にのみ存する事実に基づき行っているものと認められ、そもそも特定の文書名を明らかにした上で開示請求したならば、よりの確な決定が期待できたであろうものと認められ、本件開示請求及び異議申立ては、いたずらに実施機関に事務の負担を強いるものであると言わざるを得ない。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、発給申請書の交付年月日欄に記載していない旨主張するが、行政文書の不開示に係る判断は上記(3)のとおりであり、異議申立人の実施機関の旅券発給業務に関する主張は本件開示請求に係る行政文書の存否に関する当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 附言

そもそも本件のような開示請求は、開示請求者の主観的な評価が記されることにより、文書の客観的な特定がいたずらに困難なものとなっており、開示請求書が提出された段階で補正を命じ、なお応じないときは却下すべきものとも思われる。今後、実施機関においては、開示請求権の重要性を十分踏まえつつ、同種の開示請求があった場合の運用について検討するよう附言する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
14. 2. 22	諮問書の受理
14. 3. 29	実施機関の理由説明書の受理
14. 5. 8	異議申立人の意見書の受理
14. 6. 19	審議
14. 11. 15	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 12. 13	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成14年12月13日現在)